

補助の内容・手続きの重要なポイント

作成:世田谷区

I. 補助の対象事業・団体について

Q1. 地域文化財総合活用推進事業ってどんな事業? ……『募集案内』P1

用具の修理・後継者養成など、地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に支援を行い、次代への継承や地域活性化を推進することを目的としています。

Q2. 対象の文化遺産は? ……『募集案内』P1

地域に古くから継承されている(=概ね戦前に始まった)、当該地域固有の以下の文化遺産

- ①文化芸術基本法第10条に定める伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他)
- ②文化芸術基本法第13条に定める文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)
- ③文化芸術基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

Q3. 申請団体の条件は? ……『募集案内』P11

地域の文化遺産の所有者、保護団体(保存会)等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する次の4つの要件を満たす実行委員会等が対象です。

- ①定款に類する規約を有すること
- ②団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- ③自ら経理し、監査する会計組織があり、団体名義の口座があること。
- ④活動の本拠となる事務所等を有すること

※上記の他、採択条件として文化庁の作成するホームページに伝統行事等の情報を掲載することが必要です。(『募集案内』P1)

Q4. 対象の経費は? ……『募集案内』P4~10

令和9年4月から令和10年3月までに実施する以下3種類の事業が対象です(複数可)。

①用具等整備事業

地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組(新調は制限あり)。

②後継者養成事業

地域の伝統行事保存会における会員等の練習や、伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等のための取組。

③記録作成・情報整備事業(上限500万円)

伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成(普及用映像も作成し、インターネット上での公開が必須)や、行事当日のオンライン配信等の取組。

【用具等整備事業における補助対象・補助対象外のイメージ】



《裏面もご確認ください》

Ⅱ. 金額について

Q5. 補助対象経費の上限は？……………『募集案内』P2

上限は世田谷区全体で1,000万円（③記録作成・情報整備事業は上限500万円）
1,000万円を超える部分は自己負担額になります。

Q6. 補助金額は？……………『募集案内』P2

補助金額は補助対象経費の最大85%で、少なくとも15%は自己負担額があります。また、応募状況や文化庁の予算編成状況等で補助率が下がることがあります。

（例：補助対象経費1,000万円、補助率85%の場合 補助金850万、自己負担額150万）

Ⅲ. 応募方法について

Q7. 応募のスケジュールは？……………『募集案内』P15

R8	8～9月	★令和8年9月15日(火)17時までに ①チェックシート ②事前申込書の2点を、世田谷区文化財係へ提出。
	10～11月	世田谷区文化財係が、応募団体の応募要件を確認
	11月	文化庁の正式募集が開始
	12月	実行委員会設立 ※世田谷区から1団体のみの応募となるため、応募した複数団体で1つの 実行委員会を組織します。（『募集案内』P1） ★応募書類（Q8参照） 提出
R9	3月	★交付申請書 提出
	4月～	事業実施 ※補助金の支払いは事業終了後のため、それまで保護団体が全額を支払う
R10	3月	★実績報告 提出
	5月ごろ	補助金着金

Q8. 12月に提出する応募書類とは？……………『募集案内』P16～20

ご用意いただく書類は下記のとおりです。

作成いただく資料	添付資料
(1) 事業計画書（様式3） (2) 用具等整備の対象となる文化財の現況	(3) 見積書 (5) 保存会の定款等 (4) 仕様書 (6) 保存会の名簿



こちらは概要です。
必ず『募集案内』本編もご確認ください！

こちらからもご確認くださいませ⇒

